

# 城陽市いじめ防止基本方針

平成 26 年 12 月

城陽市・城陽市教育委員会

## 目 次

はじめに .....	1
第1 いじめの防止等に対する基本的な方向 .....	1
1 いじめとは	
2 いじめの防止等のための基本的な考え方	
(1) いじめの防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめへの対処	
(4) 家庭や地域との連携	
(5) 関係機関との連携	
第2 いじめの防止等のための城陽市の対応 .....	3
1 組織の設置等	
(1) 「城陽市いじめ防止対策推進委員会（仮称）」の設置	
(2) 「城陽市いじめ調査委員会（仮称）」の設置	
2 城陽市の実施施策等	
(1) いじめの防止のために	
(2) いじめの早期発見のために	
(3) いじめへの効果的な対処のために	
(4) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証	
第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策 .....	4
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織	
3 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
(1) いじめの防止のために	
(2) いじめの早期発見のために	
(3) いじめに対する措置	
第4 重大事態への対応 .....	6
1 重大事態とは	
2 重大事態発生時の報告及び調査	
(1) 重大事態発生時の報告	
(2) 重大事態の調査	
(3) 調査を実施する組織	
(4) 調査の結果を踏まえた措置	
3 再調査及びその結果を踏まえた措置	
(1) 再調査の実施	
(2) 再調査の結果を踏まえた措置	
第5 その他の重要事項 .....	7

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめは、人間として決して許されない行為であるという認識のもと、児童生徒に関わる全ての者が、いじめ撲滅のために積極的に関与することが大切である。また、一方で、いじめは、どの子どもにもどの学校でも起こり得ることを踏まえ、より根本的ないじめの問題の克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止及び早期発見の観点が重要であると考ええる。

城陽市においては、児童生徒一人一人の尊厳と人権の尊重を目的に、学校・家庭・地域社会その他の関係者が連携の下、社会総がかりでいじめの問題の克服に向けて取り組むとともに、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号 以下「法」という）第 12 条の規定に基づき、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「城陽市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という）を策定する。

## 第 1 いじめの防止等に対する基本的な方向

### 1 いじめとは

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」にあたるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立ち、それぞれの感じ方や抱える背景を考慮して個別に行うこと、さらに、児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察し、状況等を客観的に捉えることが重要である。

### 2 いじめの防止等のための基本的な考え方

#### (1) いじめの防止

いじめの未然防止のためには、全ての児童生徒が、自己有用感や充実感を感じられるような安心できる学校づくりが不可欠である。そのためには、学校の教育活動全体を通じ、児童生徒の豊かな情操や道徳心、互いの個性や価値観の違いを認め、自己を尊重し、他者を尊重するなど豊かな心をはぐくむとともに、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない人権侵害である」ことを理解させることが重要である。

また、スクールカウンセラーやスクールサポーター等とも連携を図り、いじ

めについての理解やいじめの問題への取組について、家庭、地域社会と一体となって社会総がかりで推進するための普及啓発が必要である。

なお、家庭は、子どもの豊かな情操や思いやり、生命を大切に作る心や善悪の判断等、人間形成の基礎をはぐくむ上で極めて重要な役割を果たすものである。また、保護者は子どもの教育の第一義的責任を有するものであることから、家庭において何時でも子どもが悩みを相談できるようにするとともに、いじめを許さない心をはぐくむなど、規範意識の醸成に努めることが大切である。

## (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめに対し迅速に対処するための前提となるものである。そのためには、教職員や保護者が児童生徒と常日頃から信頼関係を築きながら、しっかりと向き合い、ささいな変化に気付く力を高めるとともに、学校、家庭、地域社会が連携して子どもたちを見守っていくことが必要である。

特に、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることを認識することが大切である。また、何気ない冷やかしや悪ふざけが、深刻ないじめに発展していく可能性があることにも注意が必要である。

そのため、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する姿勢を持ち続けることが重要である。

## (3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、組織的にいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導することが重要である。

このため、学校においては、平素から全教職員がいじめを把握した場合の対処の在り方について、その態様に応じた理解を深めておくとともに、教職員一人で抱え込むことなく、迅速に組織的な対応ができるように体制を整備しておくことが必要である。

## (4) 家庭や地域との連携

社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促すとともに、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域社会が組織的に連携・協働する体制を構築することが重要である。

## (5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応において、事案に応じ、警察や児童相談所等の関係機関と適切な連携を図ることが重要である。このため、平素から、関係機関と情報を共有できる体制を構築しておくことが必要である。

## 第2 いじめの防止等のための城陽市の対応

### 1 組織の設置等

#### (1) 「城陽市いじめ防止対策推進委員会（仮称）」の設置

教育委員会は、いじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項に定める附属機関として「城陽市いじめ防止対策推進委員会（仮称）」（以下「いじめ対策委員会」という）を設置する。

いじめ対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、市基本方針に基づくいじめ防止等のための有効な対策を検討、市立小中学校におけるいじめの事案についての調査・調整、重大事態に係る調査を行う。

#### (2) 「城陽市いじめ調査委員会（仮称）」の設置

市長は、必要に応じて、法第30条第2項に定める附属機関として「城陽市いじめ調査委員会（仮称）」（以下「調査委員会」という）を設置し、いじめ対策委員会から重大事態の調査結果について報告を受け、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があるときは、調査結果について再調査を行う。

### 2 城陽市の実施施策等

#### (1) いじめの防止のために

- ① 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心をはぐくむための道徳教育を推進する。
- ② 児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができる人権意識を高める取組を推進する。
- ③ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等をはぐくむため取組を推進する。
- ④ 学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動を充実する。
- ⑤ 教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処ができるよう、研修を充実するとともに、相談体制の整備を図る。また、教職員のカウンセリング能力等の向上のための研修を推進する。
- ⑥ 体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであることから、教職員研修等により体罰禁止の徹底を図る。
- ⑦ 保護者をはじめ市民に対し、広くいじめの問題やそれに係る取組等についての理解を促すよう、広報啓発の充実を図る。

#### (2) いじめの早期発見のために

- ① 児童生徒が、「いやな思いをしたもの」から「生命や身体に危険を及ぼす

おそれがあるもの」まで、段階的に把握する定期的なアンケートや聞き取り調査、教育相談等を実施することにより、いじめの実態把握に取り組む。

- ② 市適応指導教室の青少年教育相談員による教育相談や京都府等が実施している多様な相談窓口の周知を図り、教育相談体制の活用を推進する。
- ③ より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携を図る。

### (3) いじめへの効果的な対処のために

- ① 教育委員会は、学校で発生したいじめ事案についての報告を受け、必要に応じて学校に対して指導・助言を行うとともに、必要な措置に関して指示を行う。
- ② いじめの状況が犯罪行為や重大な被害に及ぶ可能性がある場合には、警察や児童相談所等の関係機関との積極的な連携を図る。
- ③ 学校において、児童生徒が情報モラルを身に付ける指導を充実させるとともに、PTA・地域とも連携を図りインターネット等の利用のルールやマナーについて啓発を進める。

### (4) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証

市立小中学校におけるいじめ防止基本方針の策定状況、いじめの問題への取組状況等を把握し、いじめの問題への効果的な対策が講じられているか検証する。

## 第3 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

学校は、いじめの防止等のため、校長の強力なリーダーシップのもと一致協力した体制を確立し、学校の実情に応じた対策を推進する。

### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校は、法第13条に基づき、国や京都府・城陽市の基本方針を踏まえ、各校の実情に応じたいじめの防止等についての基本的な方向、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という）として定める。

策定した学校基本方針については、保護者や地域とも連携・協力が図られるよう、学校のホームページや学校だよりなどで公開する。

### 2 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

学校は、法第22条に基づき、「いじめの防止等の対策のための組織」（以下「いじめ対策組織」という）を置く。

いじめ対策組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となり、情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。また、教職員はささいな兆候

や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まず全て当該組織に報告・相談する。

いじめ対策組織は、学校基本方針の策定や見直し、学校の取組等が機能的に進んでいるかどうかをチェックし、必要に応じた計画の見直しなど、学校のいじめ防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する。

### 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

#### (1) いじめの防止のために

- ① いじめはどの子どもにも起こりうること、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるということを踏まえ、すべての児童生徒を対象に、「いじめは決して許されない人権侵害である」という認識の下、未然防止に取り組む。
- ② 学校は、児童生徒のコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できるような集団づくりを推進する。
- ③ 児童生徒に集団の一員としての自覚や自信を身に付けさせることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を培う。
- ④ 児童生徒自らがいじめ問題について主体的に学び、いじめを防止するための取組を推進する。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒に対する情報モラル教育等を進めるとともに、保護者や地域に対する啓発活動を進める。

#### (2) いじめの早期発見のために

- ① いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを踏まえ、日頃からの児童生徒との信頼関係の構築等に努め、日常的に児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないよう見守る。
- ② 定期的なアンケート調査や聞き取り調査、教育相談等を実施し、いじめの実態把握に努める。
- ③ いじめの相談に対しては、教職員の共通理解の下で対応を図るなど、児童生徒や保護者が相談しやすい体制を整える。

#### (3) いじめに対する措置

- ① いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行い、発覚した事実については教育委員会に報告する。
- ② いじめの事実を確認した場合には、一部の教職員で抱え込まず、速やかにいじめ対策組織に報告し、組織的に対応する。
- ③ 指導の際には、被害児童生徒の生命・身体の尊重を第一に考えて対応するとともに、事実関係についてはその保護者に丁寧に伝える。
- ④ 加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

- ⑤ 事象の内容によっては、学校だけの対応に止まらず、関係機関等との連携の下で対応を進める。
- ⑥ いじめについては、その被害者に対する対応及び加害者に対する指導だけでなく、いじめを傍観していた児童生徒、はやし立てるなど同調していた児童生徒に対しても自分の問題として捉えさせ、その解消に向けた対応を進める。
- ⑦ いじめが解消したと見られる場合でも、引き続き十分な観察を行い、適宜必要な心のケアや指導を継続的に行う。
- ⑧ いじめの発生を契機として、事例を検証し、再発防止のために日常的な取組を進めるなど、いじめを許さない学校づくりに努める。

## 第4 重大事態への対応

### 1 重大事態とは

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

＊「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合」とは、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合等をいう。

- いじめにより、当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

＊「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合には、重大事態として取り扱い適切に対応する。

### 2 重大事態発生の報告及び調査

#### (1) 重大事態発生の報告

学校は、重大事態が発生した場合、その内容を速やかに教育委員会を通じて市長に報告する。

#### (2) 重大事態の調査

学校又は教育委員会は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど、事実関係を明確にするための調査を行う。

この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

### (3) 調査を実施する組織

- ① 学校が調査主体となる場合は、いじめ対策組織などを母体として、速やかに、組織を設け実施する。
- ② 教育委員会が調査主体となる場合、速やかに、いじめ対策委員会において調査を行う。

### (4) 調査の結果を踏まえた措置

- ① 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等必要な情報について、調査の経過報告を含め、説明を行う。
- ② 調査結果は、教育委員会を通じて市長に報告する。  
その際、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えて報告する。
- ③ 教育委員会は、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

## 3 再調査及びその結果を踏まえた措置

### (1) 再調査の実施

重大事態の調査結果について報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、調査結果について再調査を行うことができる。

なお、再調査を行う場合は、調査委員会が調査を実施し、必要な対応についての提言を行う。

### (2) 再調査の結果を踏まえた措置

- ① 調査委員会は、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、再調査に係る必要な情報について、経過報告を含め、説明を行う。
- ② 学校で発生した重大事態について教育委員会は、再調査の結果及び提言を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。
- ③ 再調査の結果について、市長は、議会に報告する。

## 第 5 その他の重要事項

市は、国や京都府の動向等も勘案し、市基本方針が適切に機能しているかどうかを検討し、必要があると認められるときは、市基本方針を見直すものとする。